

# 三重県公報

令和3年5月14日 (金)

第 208 号

毎週火・金曜日発行

		<u></u>				
(番号)	(題	名)		(	担当)	(頁)
	告 示					
317	介護保険法の規定による介	護老人福祉施設の指定		(長寿	介護課	) 2
318	地方自治法施行令第158条第	第1項の規定による物品売払代金	金の収納事務の委託	(担い	手支援課	) 2
319	同件			(	同	) 2
320	同件			(	同	) 2
321	地方自治法施行令第158条第	§1項の規定による償還金の徴L	収事務の委託	(	司	) 3
322	保安林の指定施業要件を変	更する予定である旨の通知		(治山	林道課	) 3
323	同件			(	同	) 3
324	道路の区域変更及びその関	係図面の縦覧		(道路	管理課	) 4
325	道路の供用開始及びその関	係図面の縦覧		(	同	) 4
	選管告示					
19	政治資金規正法の規定によ	る政治団体の設立及び異動に位	系る届出	(選挙管	理委員会	) 5
20	政治資金規正法の規定によ	る政治団体の解散の届出		(	同	) 6
21	政治資金規正法の規定によ	る資金管理団体の指定及び指定	定の取消しの届出	(	同	) 6
22	政治活動のために寄附を受	け、又は支出することができ	ない団体	(	同	7
	公告					
	軽油引取税に係る免税証を	無効とした旨		(税収	確保課	8
	土地改良区役員の退任及び	就任の届出		(農地	調整課	8
	都市計画の図書の写しの縦	覧		(都市	政策課	) 9
	同件			(	同	) 9

告 示

#### 三重県告示第 317 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入所定員
2471301446	特別養護老人ホ ーム 第5はな の里	名張市百合が丘 西 5 番町 27 番 地	社会福祉法人 こも はら福祉会	名張市西田原 2000 番 地	令和3年 5月1日	80

# 三重県告示第 318 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、三重県農業研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 委託先
  - 三重県四日市市水沢町 2441 番地 3
  - 三重茶農業協同組合
  - 三重県松阪市豊原町 1043-1
  - みえなか農業協同組合
  - 三重県度会郡度会町大野木 1858 番地
  - 伊勢農業協同組合
  - 三重県松阪市高町 138 番地
  - 三重県松阪庁舎内売店 加藤 つぎ子
  - 三重県伊賀市四十九町 2802 番地
  - 三重県伊賀庁舎内売店 上田 エミ子
- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 三重県告示第 319 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、三重県畜産研究所の畜産生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 委託先
  - 三重県松阪市嬉野下之庄町 753 番地
  - 三重県酪農農業協同組合
  - 三重県松阪市大津町上金剛 993 番地の1

株式会社三重県松阪食肉公社

- 三重県津市栄町一丁目 960 番地
- 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

# 三重県告示第 320 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、三重県農業大学校の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 1 委託先

- (1) 三重県松阪市小津町800番地 県印三重中央青果株式会社
- (2) 三重県松阪市豊原町 1043-1 番地 みえなか農業協同組合
- 2 指定の期間
- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

#### 三重県告示第 321 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、令和3年度就農施設等資金三重県貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 委託先
  - 三重県津市栄町一丁目 960
  - 三重県信用農業協同組合連合会
- 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 三重県告示第 322 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 323 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 尾鷲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 三重県告示第 324 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 蓮峡線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七日市字千日 1240 番 3 地先内	旧	24.0~40.3	55. 0
仏族川政南町 [ 日刊十   日 1240 街 3 地元円	新	24.0~52.2	55. 0

#### 第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野添字大辻 576番 2 地先から	旧	11.8~12.3	22. 0
度会郡大紀町野添字大辻 567番2地先まで	新	11.8~12.3	22. 0

#### 第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル		
伊勢市中村町字西世古里 958 番 1 地先から	旧	8.8~18.2	155. 3		
伊勢市中村町字松原 1730 番地先まで	新	8.8~20.0	155. 3		

# 三重県告示第 325 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳 1874 番地先から いなべ市大安町高柳 1875 番地先まで	令和3年5月14日		
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町打見字相原 758 番 4 地先から 度会郡大紀町打見字相原 750 番 2 地先まで	令和3年5月14日		
県道 南島大宮大台線	度会郡大紀町打見字満山 731 番 27 地先から 度会郡大紀町打見字相原 757 番 1 地先まで	令和3年5月14日		
県道 館町通線	伊勢市中村町字漆シ 1342 番 5 地先から 伊勢市中村町字松原 1730 番地先まで	令和3年5月25日		

# 選管告示

# 三重県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和3年5月14日

	17年3年3月14日																		
							-	三重児	<b>県選</b> 当	≜管∃	里委員	会委	員長		髙	木	久		代
1	政治団体の設立																		
	政治団体の名称	代表	長者(	り氏名	3	会計	計責	任者	の氏	i =	主たる	事務	所の	所在	地	届出	年月	月	備考
						名										目			
	奥出かよこを励ま	奥	出	から	よ子	奥	出	かよ	く子	柞	公阪市	立田	町 68	36-14	1	令和	3 4	丰	
	す会															4 月	12	日	
	小野けんじを励ま	小	野	建	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	小	野	建	$\ddot{-}$	柞	公阪市	i五主	町 13	317-1	19	令和	3 4	丰	
	す会															4 月	12 l	目	
	川野しんや後援会	Ш	野	幹	男	Ш	野	奈穂	息子	1	尹賀市	禄ケ	丘南	町 40	)20-	令和	3 4	年	
										1	.0					3 月	19	目	
	藤田さだひこ後援	藤	田	定	彦	藤	田	定	彦	Ž	聿市白	山川町	南家	城 10	)34-	令和	3 4	年	
	会									2	2					4 月	1	目	
	森はるか後援会	森		遥	香	森		幹	生	ŧ	公阪市	松崎	浦町	663		令和	3 4	年	
																4 月	1	目	
2	届出事項の異動																		
	政治団体の名称	代表	長者の	の氏名	3	異重	動事		¥	新			1	日		異動學	<b></b> 手月	日	備考
						項													
	自由民主党三重県	小	津	邦	義	主力	たる	津1	市羽原	折町	700	津下	<b></b> 方栄田	1=-	丁 目	令和	3	年	政党
	石油販売業支部					事剂	务所					209				2 月	9	日	
						のĒ	听在												
						地													
	自由民主党三重県	谷	П	俊	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	会計	計責	石	Ш	正	浩	森	田	幸	利	令 和	3	年	政党
	農林漁業支部					任ね	旨									4 月	1	日	
	自由民主党三重県	村	林		聡	会計	計責	森	尚	基	郎	田	中	俊	文	令 和	3	年	政党
	度会郡第一支部					任ね	旨									3 月	25	日	
	大森まさのぶ後援	古	畑	寿	_	会計	計責	南		岩	男	水	谷	義	文	令 和	3	年	
	会					任ね	旨									3 月	12	日	
	後藤純子と四日市	後	藤	純	子	会計	計責	後	藤	洋	子	後	藤	善	三	令 和	2	年	
	を盛り上げる会					任初	旨									8 月	25	日	
	近藤信弘後援会	近	藤	信	弘	主力	たる	三	重郡	拡野	町菰	三重	<b>直郡</b> 君	広野田	丁菰	令 和	2	年	
						事剂	务所	野	1113	-3		野	1110	-3		11 月	1	日	

の所在

地

					· -										
Jマリン津労組	松	本	幸	康	代表者	松	本	幸	康	鏡		誠	_	令和 2 年	
政策実現推進委員														3 月 17 日	
会															
市民がつくる政治	木	下	亜	紀	政治団	市	えが~	つくる	る政	日ス	<b>卜</b> 母亲	見連盟	且三	令和 3 年	
の会 三重支部					体の名	治の	り会	三重	重支	重	支部			4 月 1 日	
					称	部									
つばさ会	藤	村	知	也	代表者	藤	村	知	也	畦	地	健	市	令和 3 年	
														3 月 3 日	
三重県獣医師連盟	西	山	治	生	代表者	西	山	治	生	橋	爪	俊	裕	令和 3 年	
														2 月 26 日	
三重県民社協会	前	田	剛	志	主たる	津市	<b></b> 有高差	<b></b> 秦	小森	津下	<b></b> 卡上海	兵町 三	三丁	令和 3 年	
(略称 三重民					事務所	町	1707-	-272		目 2	20			3 月 1 日	
社)					の所在										
					地										
三重農政会議	谷	П	俊	$\equiv$	会計責	石	Щ	正	浩	森	田	幸	利	令和 3 年	
					任者									4 月 1 日	
未来展望みえの会	鈴	木	英	敬	会計責	三	舩	正	美	中	村	直	樹	令和 2 年	
					任者									7月1日	

#### 三重県選挙管理委員会告示第 20 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和3年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

	政治団体の名称	代	表者	の氏	名	解散年月日	備考
ı	明日の町を創る会	西	村	公	伸	令和3年3月19日	
2	生中ただつぐ後援会	吉	藤	圭	作	令和3年3月31日	
-	大口秀和後援会	大	П	伝	広	令和 2 年 12 月 31 日	
,	川野しんや後援会	Ш	野	幹	男	令和3年3月19日	
	田北利治後援会	藤	田	德	宏	令和3年3月15日	
3	谷口友見を支援する会	小	倉		満	令和3年3月19日	
1	福田かおり後援会	松	本	正	博	令和3年4月5日	
7	松村よりきよ後援会	西	出	五.	郎	令和3年3月29日	
	山本まさる後援会	Щ	本		勝	令和 2 年 12 月 31 日	

# 三重県選挙管理委員会告示第 21 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和3年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

# 1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
をした者 (代表者)				
の氏名				
奥 出 かよ子	市議会議員	奥出かよこを励ます	松阪市立田町 686-14	令和 3 年
		会		4 月 9 日
小 野 建 二	市議会議員	小野けんじを励ます	松阪市五主町 1317-19	令和 3 年

4 月 9 日

会

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日

をした者の氏名

山 本 勝 山本まさる後援会 令和2年12月31日

# 三重県選挙管理委員会告示第 22 号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和3年4月1日 以降、政治活動(選挙運動を含みます。)のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりました ので、同条第3項の規定により公表します。

令和3年5月14日

					一子旧》	ココ・いんき	<del>`</del>	シロ ヘゴ		<del></del>	//s
Thirth FILMs on H. The	/Is.=	<del>+-</del> + <b>r</b> . ∠	5 FF /					委員会委		高 木 久	代
政治団体の名称		を者の					士石(	0氏名		る事務所の所在地	備考
あつトモの会(神谷篤後援	佐	藤	光	和	神	谷		忍		ベ市大安町丹生川	
会)	776	m>	/-	<b>→</b>	<del> </del>	m7	/-	<b>→</b>	中 35		
飯田ひさと後援会	平	野	佳	子	平	野	佳	子		市筒尾 1-13-13	
上村ひでゆき後援会	上	村	秀	行	上	村	ま	り		市阿児町国府 2758	
小川 政人後援会	藤	田	信	男	鈴	木	茂	幸		市市富田一色町 14-	
									23		
獺 越 幸 雄 後 援 会	獺	越	正	樹	西。		祐	_		婁郡紀宝町大里 667	
加藤大輝を励ます会	加	藤	大	輝	加	藤	大	輝	三重	郡菰野町菰野 8489-	
									6		
川合滋後援会	Ш	合		滋	Ш	合	弘	子	名張	市桔梗が丘南 2 番	
									町 2-	-5	
川崎泰弘後援会	Ш	﨑	隆	弘	JII	﨑	智	子	三重	郡朝日町縄生 666	
川村幸康後援会	Ш	村	幸	康	山	下	勇喜	喜夫	四日	市市寺方町 2265-3	
北川まさき後援会	沖	塚	伸	行	北	Ш	雅	紀	度会	郡玉城町中角 821	
北森徹後援会事務所	北	森		徹	北	森	由才	<b>芒子</b>	伊賀	市平野東町 50	
木平ひでき後援会	向	原	紀	博	木	平	美生	<b>F</b> 子	名張	市本町 317	
杏 林 会	Щ	野	伸	也	Ш	野	喜	子	伊賀	市緑ヶ丘南町 4020-	
									10		
桐生常朗後援会	桐	生		満	桐	生	明	美	鈴鹿	市南旭が丘 3-8-8	
倉田寛次を励ます会	倉	田	寛	次	倉	田	裕	與	一志	郡美杉村川上 1412	
後藤光雄後援会	後	藤	光	雄	後	藤	光	雄	鈴鹿	市寺家 3-41-16	
ざ、洗心倶楽部	東	山	義	美	東	Щ	義	美	多気	郡多気町前村 1457-	
									1		
志民の会山村たけし後援会	山	村		健	山	村	森	道	志摩	市志摩町越賀 654	
すぐり英明後援会	葛	Щ		稔	宮	田		博		一身田上津部田 747	
育つ姿がみえる会	後	藤	光	雄	後	藤	明	子		市寺家三丁目 41-16	
津市の新しい未来を創る会	葛	Ш	-	稔	宮	田		博		5一身田上津部田	
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	_			,,,				1.4	1450		
津 地 区 医 師 連 盟	浦	和	健	人	渡	部	泰	和		島崎町 97-1	
中川たみひで後援会	中	Л	治	子	鳥	井	光	代		大倉 10-29	
中田せいじと一緒に熊野を考	中	田	征	治	中	田田	勇	樹		市木本町 280	
える会	T	Щ	TIL	1 🗆	Т	щ	<del>71</del>	1四	尺尺式	1117/1/44 700	
	н	++	加井	⊐	н	++	₽n	半	金曲	士巨十加町2204	
	中	村	健	司	中	村	和の	美って		市長太旭町 3-3-24	
西川浩後援会	西	川	明	伸	西白	川		)子		郡多気町弟国 64-2	
橋爪まさよし後援会	岡	宗	具-	一郎	向	井	新	悟		市阿児町鵜方 2769-	
	J.n.	_r.		1-12-	^	l Tart	n-1-	ı.	6		
福田かおり後援会	松	本	正	博	今	尚	睦	之	伊賀	市諏訪 1688	

ふじい重嘉後援会 藤 井 紀代子 井 紀代子 四日市市波木が丘町 33-藤岡宗男後援会 藤 岡 宗 男 岡 宗 男 いなべ市藤原町山口 藤 1376 ほしの公平後援会 尚平 桑名市立花町 1-14-7 後 藤 清 満 星 野 前田秋子後援会 秋 子 志摩市磯部町下之郷 221 前 田 前 田 直 三重と四日市の未来を考える 一仁 四日市市垂坂町 883-5 中 村 佳 弘 冏 竹 숲 みらいオフィス名張 脇 和 德 脇 淳 德 名張市桜ケ丘 3088-52 森 森 吉川あらた後援会 吉 Ш 新 成瀬慶介 度会郡玉城町勝田 2938 喜 蘇れ名張の会 木 平 秀 木 平 美年子 名張市桔梗が丘2番町3 街区 65 わたなべ忠比古後援会 渡邊恭子 渡 邊 忠佑貴 いなべ市藤原町日内 297

公 告

三重県県税条例施行規則(昭和34年三重県規則第48号)第68条の8第1項の規定により届出のありました 軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された 販売業者の名称
10 0券	農業	42005106483~ 42005106493	11	令和2年11月7日~ 令和3年3月31日	井ノ口石油店
20 0券	農業	42005206469~ 42005206480	12	令和2年11月7日~ 令和3年3月31日	井ノ口石油店
100 0券	農業	42005406457~ 42005406460	4	令和2年11月7日~ 令和3年3月31日	井ノ口石油店
200 0券	農業	42005506445~ 42005506455	11	令和2年11月7日~ 令和3年3月31日	井ノ口石油店

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和3年5月14日

津市雲出本郷町 1234-1

三重県知事 鈴 木 英 敬

五家政治

雲出揚溝土地改良区(津市雲出本郷町 1388 番地 1)

退任理事

津市雲出長常町 862-2 川口忠則 〃 雲出島貫町 836-7 伊豆川 恭 英 IJ 58-1 出口 敏 IJ 490 尾崎 慶 和 # 雲出長常町 808 奥山正 夫 〃 高茶屋 1-12-19 世古 郁 雄 **"** 雲出本郷町 1215 奥山 隆 〃 香良洲町 305 小 濱 彦 巳 〃 雲出長常町 875-5 美 昭 川口 **" 雲出本郷町 1720-1** 和田静 男 退任監事

津市雲出島貫町 377-2			稲	田	幹	也
"	雲出長常町	773	木	﨑	隆	司
就任理事						
津市雲出長常町 826-2			宮	﨑		章
"	雲出島貫町	836-7	伊豆	<u> </u>	恭	英
"	雲出長常町	652-2	田	中	久	生
"	雲出本郷町	1192	鈴	木	正	直
"	雲出島貫町	490	尾	﨑	慶	和
"	"	377-2	稲	田	幹	也
"	"	58-1	出	П	敏	_
"	/ 高茶屋 1-12-19			古	郁	雄
"	雲出伊倉津	町 1838-2	和	田	真	輔
JJ .	香良洲町5	569-1	長	井	幸	治
"	雲出長常町	1049	勝	谷		誠
就任監事						
津市	雲出本郷町	1268	別	所	憲	_
"	雲出長常町	773	木	﨑	隆	司
"	雲出島貫町	126	出	П	宣	行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類
  - 四日市都市計画地区計画

川北工業地区地区計画

- 2 縦覧場所
  - 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、朝日町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年5月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類
  - 四日市都市計画地区計画

川原工業地区地区計画

- 2 縦覧場所
  - 三重県県土整備部都市政策課

# 発行 三重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/